アルコール健康障害対策推進基本計画の案の作成方針(案)

- 1. 平成 28 年 1 月を目途に、アルコール健康障害対策基本法(以下「法」という。)第 12 条に規定する「アルコール健康障害対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)の案の作成を行う。
- 2. 基本計画は、法第 15 条から第 24 条までに定める以下の基本的施策を中心に、政府が総合的かつ計画的に推進すべき計画として定めるものとする。
 - (1) 教育の振興等
 - (2) 不適切な飲酒の誘引の防止
 - (3) 健康診断及び保健指導
 - (4) アルコール健康障害に係る医療の充実等
 - (5) アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
 - (6) 相談支援等
 - (7) 社会復帰の支援
 - (8) 民間団体の活動に対する支援
 - (9) 人材の確保等
 - (10) 調査研究の推進等
- 3. 2に掲げる基本的施策については、それぞれ当該施策の具体的目標及びその達成時期を定めるものとする。
- 4. 基本計画の策定に資するため、アルコール健康障害対策関係者会議の場で、 当事者、関係者、国民各層の取組・意見を広く聴取するものとする。